

平成23年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成23年3月18日 午後1時00分開議

日程第1	議案第5号	壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第7号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第9号	壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第10号	壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第11号	壱岐市教育振興基金条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第12号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第13号	壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第14号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第15号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第16号	壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第17号	壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第18号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第15	議案第19号	公の施設の指定管理者の指定について(青嶋公園)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第20号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐出会いの村)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第21号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市猿岩物産館)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第22号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市嘗印通寺共同店舗）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第25号	土地の取得について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第28号	平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第29号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第30号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第31号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第32号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第33号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第34号	平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第35号	平成23年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第36号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第37号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第38号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第39号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第40号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第41号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第42号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第43号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第44号	平成23年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第39	議案第45号	平成23年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第46号	一般廃棄物最終処分場(本体)建設工事請負契約の変更について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	発議第1号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第42	発議第2号	議会改革検討特別委員会の設置に関する議決について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第43	発議第3号	原子力発電所の更なる安全性の確保を求め るための意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第44	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第45	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第46	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第47	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
吉岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午後 1 時00分開議

議長（牧永 護君） ただいまの出席議員は 20 名であり、定足数に達しております。

開会に先立ちまして、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による未曾有の大水害により多くの方々の方が亡くなりました。亡くなられました方々の御冥福と一日も早い復興をお祈りし、黙禱を行いたいと思います。御起立ください。黙禱。

〔黙禱〕

議長（牧永 護君） 黙禱を終わります。御着席ください。

これより議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

広報委員会より行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

本日まで白川市長より追加議案3件の送付があり、議事日程に追加しておりますので、御了承願います。

日程第1．議案第5号～日程第40．議案第46号

議長（牧永 護君） 日程第1、議案第5号吉岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関

する条例の制定についてから、日程第40、議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更についてまで、40件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第5号吉岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第6号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号吉岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号吉岐市防災行政無線施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号吉岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について、原案可決。

議案第11号吉岐市教育振興基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。

議案第25号土地の取得について、原案可決。

議案第42号平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会の意見は付しておりませんが、審議の中において、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）の分ではありますが、ほかの指定管理施設も含めて指定管理制度の吉岐でのあり方にいま一度再考をという意見が出されておりました。

以上、報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、否決。

議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第36号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について、原案可決。

委員会意見、否決した議案第18号について、要望事項について料金改定の必要性は認める。ただし、個室を除き分娩費用については増額された42万円の出産一時金の範囲内で設定されたい。第2に、時間内とそれ以外の料金設定の区別は認める。同様にこれも42万円の範囲内とされたい。

以上です。

議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告は終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 産業建設常任委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第17号吉岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について、原案可決。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐出会いの村）、原案可決。

議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市猿岩物産館）、原案可決。

議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐風民の郷）、原案可決。

議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市菅印通寺共同店舗）、原案可決。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市国民宿舎吉岐島荘）、原案可決。

議案第31号平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第32号平成22年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第34号平成22年度吉岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第39号平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第40号平成23年度吉岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第43号平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成23年度吉岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第20号から議案第24号に関連して、本市の多くの公共施設や観光施設の管理運営については、多額の維持管理費がかかっている。今後は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、指定管理者制度を導入し、経費の削減等を図らなければならない。

指定管理者の選定に当たっては、原則公募となっており、民間にできるものは民間へ移行すべきだが、離島における背景や雇用の場としての役割も多く、これまでの実績から非公募とする場合が多い。また、制度導入により弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を本市との協定の範囲内で管理者の収入とすることができるが、施設の修理など費用負担など協定内で細かく制定する必要がある。管理者指定後は管理者へ任せきりにせず、経営状態などを随時報告を受け、経営改善に向け訪問指導に努められたい。

このほか、認定漁業者制度について、本市の基幹産業である水産業の振興、漁業生産の維持確保と漁村地域の活性化を図るため、効率で安定した魅力ある漁業経営を目指す意欲ある漁業者を積極的に育成するために創設されるもので、全国初の制度で一定の評価はするが、今後、条例制

定、交付要綱にかかわる認定基準や認定手続等、各漁協、関係機関と十分協議をされ、早急に制定すべき。

なお、条例制定、施行に当たり漁業者への周知はもちろんのこと、全国初の制度であり、島内外への情報発信もあわせて行うべき。

また、認定後、5カ年途中での中間報告を受け、経費削減、経営改善の努力目標に向け指導、助言等を行い、意欲ある漁業者の育成に努められたい。

また、このほかいるかパークは観光産業の目玉の一つとなっているが、飼育しているイルカがプール内に飛んできたビニールのごみなど誤飲により体調を崩し死亡している。そのため現在3頭のイルカしかおらず、原因解明と対策が急がれる。あわせてイルカの早期購入と現状での魅力向上に向け、飼育スタッフと十分協議をし、管理改善、情報発信に努力されたい。

以上で報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。瀬戸口予算特別委員長。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 登壇〕

予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員会の審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）、原案可決。

議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

なお、意見としましては、議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算について、1、公有財産購入については、その必要性を十分検討の上、購入すること。また、遊休地については、その活用と処分について計画的、かつ、早急に取り組まれたい。

2、教育費のパソコン中途解約精算金については、議会の了解を得た上で執行すること。

以上、報告です。

議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第16号吉岐市立吉岐葬斎場条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号吉岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第17号吉岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第18号吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第18号吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 2 2 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 2 3 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 2 4 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号土地の取得について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第25号土地の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第34号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第36号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業

特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第39号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第40号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第42号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第43号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成23年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第45号平成23年度吉崎市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時とします。

午後1時49分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第41、発議第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第41、発議第1号吉崎市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。17番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

提出議員（17番 瀬戸口和幸君） 発議第1号吉崎市議会委員会条例の一部改正について、提出者、吉崎市議会議員瀬戸口和幸、賛成者、吉崎市議会議員鵜瀬和博、同じく中田恭一。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び吉崎市議会会議規則第14条の規定に

より提出します。

提案理由、沓崎市行政組織条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

沓崎市議会委員会条例（平成16年沓崎市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、原の辻プロジェクト室」を削り、同条第2号中「市民福祉課」の次に「、こども家庭課」を加え、同条第3号中「水道課」を「上下水道課」に改める。

なお、附則としまして、この条例は23年4月1日から施行であります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第1号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号沓崎市議会委員会条例の一部改正については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第1号沓崎市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第42．発議第2号

議長（牧永 護君） 次に、日程第42、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

提出議員（13番 中田 恭一君） 発議第2号、平成23年3月18日、沓崎市議会議長牧永護様、提出者、沓崎市議会議員中田恭一、賛成者、同じく町田正一、同じく豊坂敏文。

議会改革検討特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり沓崎市議

会会議規則第14条の規定により提出します。

別紙、議会改革検討特別委員会の設置に関する議決ということで、次のとおり議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

名称、議会改革検討特別委員会、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、目的、壱岐市議会の改革に関する調査、委員の定数は7名、委員の氏名、町田光浩、町田正一、今西菊乃、市山和幸、鶴瀬和博、久間進、小金丸益明、期限、閉会中も継続して調査終了までということでございます。

以上です。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会改革検討特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議会改革検討特別委員会を召集します。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時10分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革検討特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告申し上げます。

委員長に 19 番、小金丸益明議員、副委員長に 4 番、町田光浩議員、以上のとおりです。

日程第 43 . 発議第 3 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 43、発議第 3 号原子力発電所の更なる安全性の確保を求め
るための意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。6 番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

提出議員（6 番 町田 正一君） 発議第 3 号原子力発電所の更なる安全性の確保を求め
るための意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第 14 条の規定によ
り提出します。提出者、町田正一、賛成者、町田光浩、同、鵜瀬和博。

原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるとの意見書（案）、今回のマグニチュード
9.0 の地震による東京電力福島第一原子力発電所の大規模な事故は、27 キロメートルの距離
に九州電力玄海原子力発電所を控える壱岐市民としては、到底看過することのできないものであ
る。

「原発は安全である。」という神話は、完全に崩壊したと言わざるを得ない。予想の範囲を超
えた事態とか、数百年に一度の地震というのは、現実には起きている悲劇に目を背けようとするも
のである。もちろん一方で原子力発電の必要性は認めるものの、政府におかれては次のように対
処されることを強く要望します。

1 . 九州電力が管轄する玄海原子力発電所について、想定している地震の規模と安全性の情報
公開。

2 . 原子力発電所設置は、当該市町村と隣接する自治体の同意のみが要件である設置条項を改
訂されたい。（少なくとも、事故の被害が予測される 30 キロメートル圏内の自治体の同意を必
要とする。）

3 . 原子力発電所の安全性と被害の補償は、すべて国の責任であることを明確にし、安全基準
の改定と既存施設の安全性の見直しを求める。

4 . 国民保護法に則った国民保護計画の見直しを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。平成 23 年 3 月 18 日、提
出先は以下のとおりであります。長崎県壱岐市議会。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第3号についての質疑を終わります。
お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第3号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第44．同意第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第44、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

住所、壱岐市勝本町坂本触6番地3、氏名、中原正博、昭和37年4月23日生まれ。

提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

本案は、現壱岐市教育委員会委員1名が、平成23年5月19日をもって任期満了となるので、新たに中原正博氏を教育委員会委員に任命するものでございます。同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで同意第 1 号についての質疑を終わります。
お諮りします。同意第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、同意第 1 号壱岐市教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第 1 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、同意第 1 号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

・ ・

日程第 45 . 諮問第 1 号 ~ 日程第 46 . 諮問第 2 号

議長（牧永 護君） 次に、日程第 45、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 46、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号の提案理由を申し述べます。

これは人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第 1 号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が、平成 23 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたします。

諮問第 2 号につきましても、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が、平成 23 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで諮問第1号及び諮問第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第47．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

議長（牧永 護君） 日程第47、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今期定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月28日から本日まで19日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表するものであります。本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては真摯に、そして謙虚に受けとめさせていただきまして市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、3月11日に発生した東北地方太平洋地震は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大、また世界最大級クラスの地震となり、この地震と津波により東北地方を中心とした広い範囲で壊滅的な被害が発生し、その被害の大きさに衝撃を受けております。亡くなられた方、安否不明な方が1万人を超える状況になっており、犠牲となられた皆様、またその御家族の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。現地では必至の救助活動が続けられておりますが、さらに追い打ちをかけるように原子力発電所における事故、また東海地方でも震度6強を記録する地震が発生するなど予断を許さない状況でございます。

吉崎市といたしましても被災地、また被災された皆様へ現時点でのできる限りの支援として、3月14日から各庁舎事務所窓口で義援金の受け付けを開始し、また、本市から長崎県防災ヘリ

へ派遣している消防本部職員が被災地での救助活動を行うとともに、それに加えて、3名の本市消防本部職員を長崎県の緊急消防援助隊の一員として被災地へ派遣しているところであります。さらに、介護士あるいは土木技術者の派遣要請が参っております。これに対しましては、職員も行くと言ってくれておりますので、派遣をすることといたしております。職員の志気に感謝をしておるところでございます。また、市としての義援金でございますけれども、補正対応とさせていただきますと考えておるところでございます。一人でも多くの方々の救出、また被災された皆様、被災地域の日も早い復興を心から願うものでございます。

今後も県、また関係機関と連携を図り、できる限りの支援を行ってまいります。議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。この震災を教訓として、市といたしましても、こうした震災に対する防災体制等の再検証を行うなど、万全を期す所存でございます。

さて、いよいよ平成23年度がスタートいたします。今議会定例会開会日の施政方針でも申し上げましたとおり、平成23年度は中学校4校体制の開始、防災告知放送、壱岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備、一般廃棄物処理施設整備、学校給食施設整備事業の完成など、壱岐市の将来に向けた新たな一步を踏み出す年度でもあります。また、組織においても4月1日から部制がスタートいたしますが、効率的な行政運営はもとより、市民サービスの向上に職員一丸となって努めてまいります。一方、市立病院改革など未解決の課題もございます。議員各位、市民皆様の御理解、御協力をいただきながら、市民皆様の生活促進の向上、ひいては壱岐市発展のため、こうした課題に対し、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

二つ、情報がございます。

一つは、先般和歌山県太地町に赴きまして、イルカの願いをしておったわけでございます。漁期の2月末日までにはそのイルカの捕獲に至らなかったわけでございますけれども、太地町関係機関の皆様の御配慮によりまして複数頭の譲渡の見通しが立ったところでございます。詳細につきましては、まだ未確定部分もございますので控えさせていただきますけれども、明るい情報でございます。

いま一つは、16日に申し上げました給油の低廉化についてでございます。後ほどこの資料はおあげいたしますけれども、3月16日に第3回長崎県離島基幹航路運賃対策協議会が行われております。九州郵船の資料といたしまして、運賃低廉化に関する基本的事項として、ジェットfoil、フェリーともに20%程度の運賃引き下げを約11年間程度行うということでございます。それから、航行時間でございますけれども、現在、2時間25分かかっておりますのを2時間17分の8分短縮ということでございます。しかしながら、時刻表は5分単位ということでご

ざいまして、一応時刻表としては5分短縮ということで協議をされるということでございます。また、リフレッシュ、いわゆる身体障害者でありますとか、学生でありますとか、そういったものについては引き続き行うということでございます。

以上、お二つの情報を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成23年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午後2時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 市 山 繁

署名議員 小 金 丸 益 明

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員